

4月1日から

「初診時・再診時選定療養費」を導入します

～初診の方は紹介状をお持ちください～

「初診時・再診時選定療養費」とは

「初期治療は地域の医院・診療所で、重症・専門的な診療は病院で行う」という医療機関の機能分担を進めるために国が定めた制度で、診療費とは別に、特別の料金を負担いただくものです。



気仙沼市観光キャラクター
「海の子 ホヤボーヤ」

初診時選定療養費

医科 **3,300** 円 (税込)

歯科 **1,650** 円 (税込)

他の医療機関からの紹介状がなく、当院を初診で受診した場合に、ご負担いただきます。

ただし、下記の①から⑬のいずれかに該当する方は対象外となります。

再診時選定療養費

医科 **1,650** 円 (税込)

歯科 **825** 円 (税込)

当院の医師が、文書により他の医療機関へ紹介したにもかかわらず、自らの希望で、引き続き当院を受診した場合に、受診の都度、ご負担いただきます。

ただし、下記の①から④のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ① 緊急入院を要する方
- ② 国の公費負担医療制度を受給されている方 (生活保護、更生医療など)
- ③ 特定の障害、特定の疾患などによる地方単独の公費負担医療制度を受給されている方 (心身障害者医療費助成、肝炎治療医療費助成など)
- ④ 気仙沼市子ども医療費助成対象者
- ⑤ 医科と歯科との間で院内紹介された方
- ⑥ がん検診の結果、実施機関から当院に二次検査の依頼があった方
- ⑦ 妊娠により受診する方
- ⑧ 耳鼻咽喉科を受診する方
- ⑨ 災害により被害を受け、罹災証明書による負担措置のある方
- ⑩ 労働災害、公務災害、療養補償証明書 (船員)、交通事故、自費診療による受診の方
- ⑪ 診療時間外に救急外来を受診した方
- ⑫ 当院で診療継続中に他の診療科を初診として受診する方